

新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査の状況（令和2年10月12日～10月18日）

1. 特段の事情が認められ上陸を許可した者

(1) 特段の事情が認められ上陸を許可した者

ア 国籍・地域別

国籍・地域	新規入国	再入国	合計
中国	269	1,109	1,378
ベトナム	863	112	975
韓国	290	411	701
台湾	162	245	407
タイ	312	48	360
フィリピン	98	253	351
米国	134	140	274
ネパール	70	155	225
インド	50	121	171
フランス	81	62	143
その他	773	692	1,465
合計	3,102	3,348	6,450

※国籍・地域は標記期間における上位10か国である（以下同じ）。

イ 在留資格別

		新規入国	再入国	合計
入管法 別表第1	高度専門職	10	35	45
	経営・管理	27	164	191
	技術・人文知識・国際業務	465	460	925
	企業内転勤	37	56	93
	介護	3	0	3
	特定技能	20	3	23
	技能実習	623	16	639
	短期滞在	400	0	400
	留学	711	452	1,163
	研修	0	0	0
	家族滞在	268	442	710
	その他	195	257	452
	小計	2,759	1,885	4,644
入管法 別表第2	永住者	8	976	984
	日本人の配偶者等	205	253	458
	永住者の配偶者等	41	57	98
	定住者	89	177	266
	小計	343	1,463	1,806
合計	3,102	3,348	6,450	

注意

1. 特段の事情による入国者には、「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、「国際的な人の往来の再開等」（令和2年7月22日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、「国際的な人の往来再開」（令和2年9月25日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして上陸を許可したものが含まれる。

2. 「中国」には香港、マカオを含む（以下同じ）。

3. 「高度専門職」は「高度専門職1号イ」、「高度専門職1号ロ」、「高度専門職1号ハ」及び「高度専門職2号」の合計である（以下同じ）。

4. 「技能実習」は「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」、「技能実習2号ロ」、「技能実習3号イ」及び「技能実習3号ロ」の合計である（以下同じ）。

5. 「特定技能」は「特定技能1号」及び「特定技能2号」の合計である（以下同じ）。

(2) 乗員上陸許可者数

米国	1,472
フィリピン	1,048
インドネシア	210
インド	194
オランダ	154
フランス	104
中国	89
カナダ	86
ドイツ	82
ロシア	59
その他	841
合計	4,339

2. 特段の事情が認められず上陸を許可しなかった者

上陸を拒否した者	上陸申請を取り下げた者	合計
0	3	3

(参考) 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置等による入国者数

ア 国籍・地域別

	新規入国	再入国	合計
ベトナム	772	1	773
タイ	267	1	268
カンボジア	258	0	258
韓国	223	1	224
台湾	135	0	135
スリランカ	116	0	116
フランス	59	0	59
マレーシア	53	0	53
ロシア	42	0	42
米国	40	0	40
その他	324	2	326
合計	2,289	5	2,294

イ 在留資格別

		新規入国	再入国	合計
入管法 別表第1	高度専門職	8	1	9
	経営・管理	14	0	14
	技術・人文知識・国際業務	447	2	449
	企業内転勤	34	0	34
	介護	3	0	3
	特定技能	45	0	45
	技能実習	889	0	889
	短期滞在	193	0	193
	留学	380	0	380
	研修	0	0	0
	家族滞在	197	0	197
	その他	79	2	81
	合計	2,289	5	2,294

注：「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）、「国際的な人の往来の再開等」（令和2年7月22日新型コロナウイルス感染症対策本部）の2に基づく入国及び「国際的な人の往来再開」（令和2年9月25日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国による入国者数を計上。

なお、「国際的な人の往来の再開等」の2及び「国際的な人の往来再開」に基づく入国者には、上記1（1）に含まれない場合があるため、（参考）としている。